

平成22年度 ほのぼのせやふれあい助成金

受付期間22年5月18日(火)～5月24日(月)※日曜日除く 9:00～17:00

助成区分		主な対象	助成条件	助成限度額 【単位:千円】	条件・減額対象	備考	
ふれあい助成金を踏襲した区分	A 市民参加による地域福祉推進事業	何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業 ●会食、配食、デイサービス、ホームヘルプ、家事援助、送迎、フリースペース、相談事業、など	① 実施回数が年36回以上かつサービス利用者数の月平均が10人以上	240 (200)	ア.実績が1年未満の団体は()内の助成額。 イ.実績が3ヶ月未満の団体はC区分(3万円) ウ.活動場所の会場費がかからない団体は1割減額	施設ボランティア活動(社会福祉施設、障害者地域活動ホーム、障害者地域作業所、障害者グループホーム等の利用者のみを対象とする活動)を除く。	
		視覚障害者や聴覚障害者への技術を要する直接支援事業 ●音声訳、点訳、拡大写本、誘導など	② 実施回数が年10回以上かつサービス利用者数の月平均が5人以上	90 (50)			
			③ 利用者数、回数等の条件なし	90 (50)			
		サロン活動による身近な地域の福祉推進事業	④ 1回あたりの参加者が5人以上	60 (50)			お茶のみ会等も含む(対象者の事前登録や、出欠確認をしない活動)
	B 障害当事者活動	障害児者及びその家族が行う障害児者の自立支援並びに社会参加のための事業 ●訓練会、青年学級、趣味、スポーツ研修、作業実習、中途障害者リハビリ教室など	① 実施回数が年36回以上かつサービス利用者数の月平均が10人以上	240 (200)	ア.イ.に該当しない団体で非会員の場合7,000円減額 ア.イ.に該当しない団体で県共同募金会より当該事業に直接助成を受けている場合は1割減額(1000円未満切捨)	親や家族のみの活動は「当事者活動」には含まない。	
		障害当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業	② 実施回数が年10回以上かつサービス利用者数の月平均が5人以上	90 (50)			
	C 福祉のまちづくり活動		「誰もが安心して暮らすまちづくり」を市民参画型で行う事業 ●手話サークル、施設ボランティア、布おもちゃ・えほん、日本語ボランティア、セルフヘルプ、災害ボランティア、パソコンボランティア、車いすダンス、子育て支援、読みきかせ等講演会、研修会、福祉まつりなどの単発イベント 上記A・B①②の条件に満たない事業	1回あたりの参加者が5人以上	55 (50)	ア.イ.に該当しない団体で県共同募金会より当該事業に直接助成を受けている場合は1割減額(1000円未満切捨)	宿泊事業:市内での活動でも可 日帰り事業:市内での活動は不可 Gとの重複申請は不可
		70 (30)			福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参画型で行う事業。 チャリティーイベントなどの収益事業は除外 ※実績が3ヶ月未満の新規団体は3万円		
	瀬谷区社協独自の区分	D 【区社協会員限定】障害者支援組織 障害当事者団体	社協会員の障害者地域作業所・障害者グループホーム・地域活動ホームが行う障害当事者支援事業	① 運営委員会型・NPO法人に限る。	90千円もしくは45千円×2回	非会員の場合は5,000円減額	1事業の場合上限9万円、2事業の場合は1事業4万5千円まで申請可(財源:瀬谷区社協賛助会費・共同募金配分金)
			社協会員の障害者団体における年間活動費 ●障害者団体連絡会、障害者福祉協会、障害児者父母の会など	②	45		
E その他福祉団体及びボランティア活動の連絡会		上記以外の福祉に関する団体 ●子供会育成連絡協議会、老人クラブ連合会、障害者ふれあい交流会など	① 参加者が1000人以上の会員団体または5団体以上が参加する障害者団体	130	非会員の場合は5,000円減額	瀬谷区役所で把握する幼児グループをはじめとした、子育て活動を地域に広げていこうとする団体	
		母子寡婦福祉会、遺族会、ボランティア連絡会、ふれあい食事連絡会	② 参加者が1000人未満の団体	45			
F 子育てグループ		子どもとその保護者等で構成される、子育て活動を地域ぐるみで進めていく団体 ●幼児グループ等	① 10組以上 年20回以上	25	非会員の場合は5,000円減額		
			② 10組以上 年10回以上	20			
			③ 5～9組 年20回以上	15			
	④ 5～9組 年20回未満		10				
G 単発事業	研修会・バスハイク・交流会など			40		区社協会員はA①②③④・B①②・C・D2との重複申請可(非会員は重複不可)	
H 会場費特別加算	A～C区分で、定期活動が10回以上活動場所の会場費が年間50,000円を超える場合			20		活動のための会場費が高額なため運営が困難な場合に限り申請可	

【注釈】

活動者	ボランティア活動者、事業の実施主体者
利用者 (サービス利用者)	ボランティア等のサービスを利用する人
参加者	活動者とその利用者

※ 横浜市社会福祉協議会の福祉バスとの重複利用はできません。
 ※ 助成可否、助成額については、ほのぼのせやふれあい助成金運営委員会での審査により決定します。
 ※ 全体の申請額が、予算額を超過する場合には減額となる場合があります。